

飼い主は愛情と責任を持って

6月は「動物の正しい飼い方推進月間」です。最近のペットブームの陰で、無責任な飼い方などによる苦情やトラブルが増えています。ペットも家族の一員。周辺住民や通行人に迷惑を掛けないよう、愛情と責任を持って飼いましょう。



犬を飼う場合

登録(生涯1度)と毎年1回の狂犬病予防注射を行い、鑑札・注射済票の交付を受ける必要があります。転入や譲渡などで市外に登録がある犬を飼う場合は、登録変更の手続きをしましょう。

犬の放し飼いは禁止

犬の放し飼いは、人への危害や農作物の被害の原因となるので絶対にやめましょう。

犬の散歩

必ず引き綱(リード)を付け、犬の動きを制御できる人が行いましょう。

不妊・去勢手術のすすめ

飼い主に望まれない不幸な命を増やさないために、不妊・去勢手術を受けさせましょう。去勢手術を行うと、凶暴性や無駄吠えなど

を和らげる効果が期待できます。

フンなどの排せつ物

排せつ場所のしつけをし、散歩中にしたフンや、ブラッシングで抜けた毛は、飼い主が責任を持って持ち帰りましょう。

猫は室内で飼う

猫は室内で飼いましょう。猫によるフン・尿害など他人への迷惑を防止でき、病気や交通事故などの危険から猫を守ることができます。

マイクロチップの装着

飼い主の氏名や電話番号など連絡先を記したマイクロチップを装着しておく、いなくなった犬や猫を探すための有効な手段になります。

犬が人をかんでしまったら

犬が人をかんで傷を負わせることを「こう傷事故」といいます。

飼い犬がこう傷事故を起こしてしまつたら、飼い主は保健所に届出をする義務があります。

捨て犬・捨て猫の禁止

捨て犬・捨て猫は、野良犬・野良猫となり人に害を与えることがあります。誰かが拾ってくれるだろうという気持ちで捨てることは絶対にやめましょう。動物を捨てる時、50万円以下の罰金を科せられることがあります。

どうしても飼えなくなった場合は、まず新しい飼い主を探してください。見つからない場合でも絶対に捨てずに、動物愛護センター(☎93・5711)または印旛保健所成田支所(☎26・7231)へ相談してください。

《相談・手続きなどの窓口》

- 犬の登録に関する手続き…市環境衛生課(☎20・1531)
- こう傷事故などの届け出…印旛保健所成田支所(☎267231)
- 犬や猫の引き取り・しつけ教室…動物愛護センター(☎93・5711)、印旛保健所成田支所(☎26・7231)

○ペットに関する各種相談…千葉県動物保護管理協会(☎043・214・7814)、印旛保健所成田支所(☎26・7231)
※くわしくは市環境衛生課へ。